

いわゆる

偽装請負になっていませんか？

労働者派遣法により、建設業務への労働者派遣は禁止されています。

◇ 労働者派遣法で禁止されている建設業務とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいいます。(労働者派遣法第4条第1項第2号)

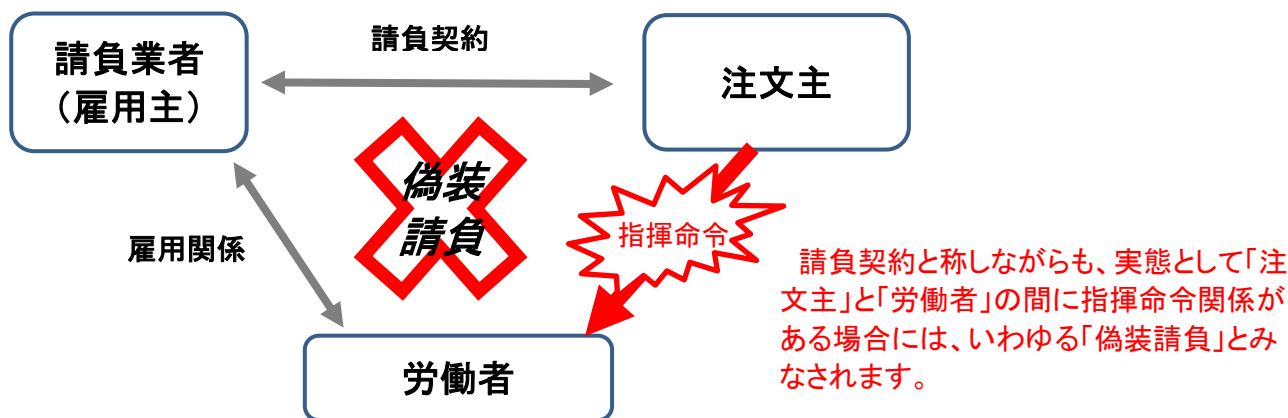
また、除染作業は建設作業の準備作業とみなされる場合が多く

建設作業の準備作業への労働者派遣を行うことはできません。

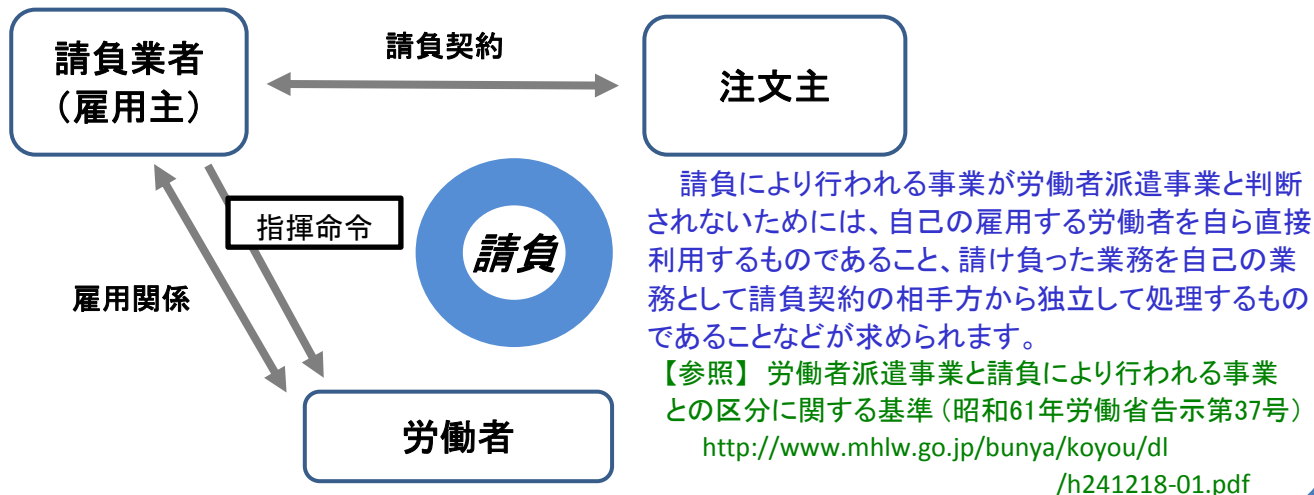
一般的に、派遣先が建設現場である場合には、単独で実施すれば建設業務に当たらない業務であっても、それが土木・建築等の作業の準備作業に当たるものとみなされることがほとんどであるため、禁止業務に該当することになります。

【参照】「除染等作業に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月 厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-01.pdf>

いわゆる
次のような場合には、**偽装請負**とみなされ、**労働者派遣法違反**となります。



請負が労働関係法令に照らして適正に実施されるようにしてください。



福島労働局 需給調整事業室

〈お問合せ先電話番号〉 024-529-5746

〒960-8021 福島県福島市霞町1番46号 福島合同庁舎4階